

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年11月18日
【中間会計期間】	第3期中(自平成20年3月1日至平成20年8月31日)
【会社名】	株式会社トライステージ
【英訳名】	Tri-Stage Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 妹尾 勲
【本店の所在の場所】	東京都港区芝公園二丁目4番1号
【電話番号】	03-5402-4111(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役COO 丸田 昭雄
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝公園二丁目4番1号
【電話番号】	03-5402-4111(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役COO 丸田 昭雄
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 提出会社の状況

回次	第3期中	第1期	第2期
会計期間	自平成20年 3月1日 至平成20年 8月31日	自平成18年 3月3日 至平成19年 2月28日	自平成19年 3月1日 至平成20年 2月29日
売上高 (千円)	11,883,736	14,718,955	19,987,633
経常利益 (千円)	953,296	677,484	1,039,058
中間(当期)純利益 (千円)	554,242	385,449	584,452
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	627,318	75,318	75,318
発行済株式総数 (株)	2,489,300	21,893	2,189,300
純資産額 (千円)	2,768,781	526,085	1,110,538
総資産額 (千円)	5,199,038	2,783,935	3,740,171
1株当たり純資産額 (円)	1,112.27	24,029.87	507.26
1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	248.35	18,638.21	266.96
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	247.60	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	53.3	18.9	29.7
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	504,087	83,640	334,322
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	5,032	67,171	39,342
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	604,000	640,636	-
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	2,055,141	657,104	952,085
従業員数 (人)	43	27	35
(外、平均臨時雇用者数)	(7)	(1)	(5)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 当社は、平成18年3月3日設立のため、第1期は平成18年3月3日から平成19年2月28日までの11ヶ月と29日間であります。

4. 持分法を適用した場合の投資利益については、第1期、第2期及び第3期中間会計期間は関連会社がないため記載しておりません。

5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第1期及び第2期は新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

6. 当社は、平成20年2月15日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成20年8月31日現在

従業員数(人)	43(7)
---------	-------

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員(派遣社員を含む)の当中間会計期間の平均人員であります。

3. 従業員が当中間会計期間において8名増加したのは、主として業容拡大に伴う新卒及び期中採用によるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は組成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当中間会計期間におけるわが国経済は、原油資源価格の高騰による原材料価格の上昇やサブプライムローン問題に端を発した米国経済の先行き不透明感等による株式市場の大幅な下落や円高の進行等の影響により、個人消費の伸び悩みや企業収益の改善に足踏みが見られる等、景気は減速感を強めました。

一方、当社の顧客の属するダイレクトマーケティング市場は、テレビ、インターネット&モバイルを使用メディアとするダイレクトマーケティングの成長が市場を牽引し、引き続き堅調な成長を続けております。

このような市場環境下、当社においては、前事業年度に引き続き、ダイレクトレスポンス手法により商品あるいはサービスの販売を試みるダイレクトマーケティング実施企業に対して、商品開発、表現企画、媒体選定、受注、顧客管理といったバリューチェーンの各局面で、最適なソリューションの提供に努めてまいりました。当社の既存顧客企業、新規顧客企業のテレビ通販事業は総体的に堅調に推移し「メディア枠提供」におけるテレビ番組放送枠、テレビCM放送枠の取扱、「受注管理」におけるコールセンターオペレーションの取扱が、前事業年度に引き続き増加しました。また、テレビ番組放送枠、テレビCM放送枠の仕入において、仕入価格の一部見直しや取引広告代理店の拡充によりメディア効率の向上に努めた結果、メディア取引における収益性が向上しました。

この結果、当中間会計期間の経営成績は、次のとおりとなりました。

(a)売上高

テレビ通販実施企業へのソリューション売上が増加し、当中間会計期間の売上高は11,883,736千円となりました。

(b)売上総利益

当中間会計期間の売上総利益は1,443,348千円となりました。

(c)販売費及び一般管理費

当中間会計期間の販売費及び一般管理費は461,128千円となりました。主な内容は、人件費232,521千円、地代家賃29,798千円、旅費交通費25,398千円、業務委託費24,115千円であります。

(d)営業利益

上記の結果、当中間会計期間の営業利益は982,220千円となりました。

(e)営業外収益、営業外費用

当中間会計期間の営業外収益は1,275千円、営業外費用は30,198千円となりました。営業外費用の主な内訳は、支払利息4,654千円、上場関連費用23,877千円であります。

(f)経常利益

上記の結果、当中間会計期間の経常利益は953,296千円となりました。

(g)特別利益、特別損失

特別利益及び特別損失はありません。

(h)中間純利益

税引前中間純利益953,296千円から法人税、住民税及び事業税と法人税等調整額の合計399,054千円を差引後、当中間会計期間の中間純利益は554,242千円となりました。

当中間会計期間は中間財務諸表作成初年度であるため、前年同期との比較分析をおこなっておりません。

(以下「(2) キャッシュ・フロー」及び「2 生産、受注及び販売の状況」において同じ。)

(2) キャッシュ・フロー

当中間会計期間における現金及び現金同等物(以下、資金という)は前事業年度から1,103,055千円増加し2,055,141千円となりました。当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況と主な内容は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間において、営業活動によって得られた資金は504,087千円となりました。これは主に税引前中間純利益953,296千円を計上したことに加え、業容の拡大により仕入債務が166,362千円増加した一方、売上債権が300,652千円増加し、法人税等の支払いが294,036千円発生したこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間において、投資活動に使用した資金は5,032千円となりました。これは事務機器等の有形固定資産の取得による支出5,032千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間において、財務活動によって得られた資金は604,000千円となりました。これは短期借入金の返済により500,000千円の支出を行った一方、株式の発行により1,104,000千円の収入があったことによるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 仕入実績

当中間会計期間の仕入実績を事業の種類別に示すと、次のとおりであります。

事業の種類別の名称	当中間会計期間 (自平成20年3月1日 至平成20年8月31日)	前年同期比(%)
ダイレクトマーケティング支援事業(千円)	10,440,387	-
合計(千円)	10,440,387	-

(注) 1. 金額は仕入価格によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. ダイレクトマーケティング支援事業における仕入実績は、メディア枠の仕入、商品の仕入のほかに、表現制作物、コールセンター業務等の外注により発生した費用が含まれております。

(2) 販売実績

当中間会計期間の販売実績を事業の種類別に示すと、次のとおりであります。

事業の種類別の名称	当中間会計期間 (自平成20年3月1日 至平成20年8月31日)	前年同期比(%)
ダイレクトマーケティング支援事業(千円)	11,883,736	-
合計(千円)	11,883,736	-

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当中間会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。なお、次の金額には、消費税等は含まれておりません。

相手先	当中間会計期間 (自平成20年3月1日 至平成20年8月31日)	
	金額(千円)	割合(%)
キューサイ株式会社	1,822,981	15.3
ガシー・レンカー・ジャパン株式会社	1,670,332	14.1
ヤーマン株式会社	1,520,220	12.8
株式会社テレビショッピング研究所	1,452,089	12.2
日本サプリメント株式会社	1,279,134	10.8

3【対処すべき課題】

当中間会計期間において当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【経営上の重要な契約等】

当社は、当中間会計期間において、テレビ番組放送枠、テレビCMを始めとするメディア枠等の仕入を行うにあたり、以下の業務取引契約書を締結しております。

相手方の名称	契約品目	契約内容	契約期間
株式会社大広	メディア枠等の仕入	業務取引契約	平成20年4月1日より平成21年3月31日まで。ただし、契約期間満了の2ヶ月前までに、当社又は株式会社大広いずれからも別段の意思表示がなされない場合には、自動的に同一条件にて12ヶ月間更新されるものとし、以後も同様とする(注)。

(注) 当社又は株式会社大広、著しく相手方の名誉を毀損した場合、営業活動・資産状況・支払状況が著しく悪化し、またその恐れがあると認められる相当な理由がある場合は、相手方に対して催告なしでただちに本契約を解約することができることとなっております。さらに、特殊な事由により本契約条件の解除・変更を求める場合には、その都度両社協議の上、紳士的に解決を図るものとなっております。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間において、前事業年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成20年8月31日)	提出日現在発行数(株) (平成20年11月18日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,489,300	2,489,300	東京証券取引所 (マザーズ)	-
計	2,489,300	2,489,300	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

平成18年9月25日臨時株主総会決議

区分	中間会計期間末現在 (平成20年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年10月31日)
新株予約権の数(個)	553(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	55,300(注)1,2,5	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	520(注)3,5	同左
新株予約権の行使期間	平成21年8月8日から、平成28年9月25日までとする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 520 資本組入額 260 (注)5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)6	同左

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2. 当社が、当社普通株式について株式の分割又は株式の併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式数は分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整するものとする。また、本新株予約権の割当日後に、当社が株式無償割当を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で株式数を調整することができるものとする。かかる調整は、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われる。なお、調整後生じる1株未満の端数は切り捨てるものとするが、その次の調整における調整前株式数においてはこれを考慮するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権発行後、株式の分割又は併合が行われる場合、上記払込金額は分割又は併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使により新株式を発行する場合は除く）が行われる場合、上記払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければならない。

イ 本行使期間開始日からその1年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その25%に相当する株式数についてのみ権利を行使することができる。

ロ 本行使期間開始日の1年後の応当日から2年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その50%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利を行使することができる。

ハ 本行使期間開始日の2年後の応当日から3年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その75%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利を行使することができる。

ニ 本行使期間開始日の3年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数の全部（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）について権利を行使することができる。

新株予約権の権利行使時において、当社又は子会社の取締役又は使用人たる地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が定年もしくは当社の都合により退職した場合（以下「退職等」という。）で、取締役会が特に認めて新株予約権者に書面で通知したときは、引続き本新株予約権を退職等の後2年間行使することができる。かかる退職等の後行使することができる本新株予約権の目的となる株式数は、退職等の時点で の定めに従って新株予約権者が権利を行使できる株式数とする。

新株予約権の割当日後、権利行使期間満了時までには新株予約権者において以下の事由が生じた場合には、新株予約権者は新株予約権を自動的に喪失する。ただし、当該事由発生以前の新株予約権の行使について遡及して影響を及ぼすことはないものとする。

イ 当社又は子会社の取締役又は使用人たる地位を失った場合（ただし、 に該当する場合を除く）

ロ 死亡した場合

ハ 不正行為もしくは職務上の義務違反又は懈怠があった場合

ニ 禁固以上の刑に処せられた場合

ホ 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合

ヘ 当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合

本新株予約権の相続人による本新株予約権の行使は認められない。ただし、本新株予約権者が、本新株予約権の行使期間内に死亡した場合は、本新株予約権者の死亡後4年以内の間に限り、その相続人は、 の定めにより権利行使可能となっている本新株予約権を行使できるものとする。なお、本新株予約権の相続人のうち、本新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）が死亡した場合は、当該権利承継者の相続人は新株予約権を行使できないものとする。

その他の権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

5. 平成20年1月18日開催の取締役会決議により、平成20年2月15日をもって1株を100株とする株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整を行っております。
6. 当社が消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が、当社株主総会又は当社取締役会で承認された場合において、当社取締役会で取得する日を定めるときは、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとする。

平成18年9月25日臨時株主総会決議

区分	中間会計期間末現在 (平成20年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年10月31日)
新株予約権の数(個)	23	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,300(注)1,4	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	520(注)2,4	同左
新株予約権の行使期間	平成21年8月8日から、平成28年9月25日までとする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 520 資本組入額 260 (注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5	同左

(注)1. 当社が、当社普通株式について株式の分割又は株式の併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式数は分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整するものとする。また、本新株予約権の割当日後に、当社が株式無償割当を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で株式数を調整することができるものとする。かかる調整は、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われる。なお、調整後生じる1株未満の端数は切り捨てるものとするが、その次の調整における調整前株式数においてはこれを考慮するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権発行後、株式の分割又は併合が行われる場合、上記払込金額は分割又は併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使により新株式を発行する場合は除く）が行われる場合、上記払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければならない。

イ 本行使期間開始日からその1年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その25%に相当する株式数についてのみ権利を行使することができる。

ロ 本行使期間開始日の1年後の応当日から2年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その50%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利を行使することができる。

ハ 本行使期間開始日の2年後の応当日から3年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その75%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利を行使することができる。

ニ 本行使期間開始日の3年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数の全部（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）について権利を行使することができる。新株予約権の権利行使時において、当社の業務委託先企業の取締役又は使用人として当社の業務に従事していること、もしくは当社の取締役又は使用人たる地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が当社の業務委託先の取締役又は使用人となる場合において、当社の都合により当該業務委託契約を解除したとき（以下「業務委託契約の解除等」という）、もしくは新株予約権者が当社の取締役又は使用人となる場合において、定年もしくは当社の都合により退職したとき（以下「退職等」という。）で、取締役会が特に認めて本新株予約権者に書面で通知したときは、引続き本新株予約権を業務委託契約の解除等又は退職等の後2年間行使することができる。かかる業務委託契約の解除等又は退職等の後行使することができる新株予約権の目的となる株式数は、業務委託契約の解除等又は退職等の時点で の定めに従って新株予約権者が権利を行使できる株式数とする。

新株予約権の割当日後、権利行使期間満了時までには新株予約権者において以下の事由が生じた場合には、新株予約権者は新株予約権を自動的に喪失する。ただし、当該事由発生以前の新株予約権の行使について遡及して影響を及ぼすことはないものとする。

イ 当社の業務委託先企業の取締役又は使用人として当社の業務に従事している状態でなくなった場合、もしくは当社の取締役又は使用人たる地位を失った場合（ただし、に該当する場合を除く）

ロ 死亡した場合

ハ 不正行為もしくは職務上の義務違反又は懈怠があった場合

ニ 禁固以上の刑に処せられた場合

ホ 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合

ヘ 当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合

本新株予約権の相続人による本新株予約権の行使は認められない。ただし、本新株予約権者が、本新株予約権の行使期間内に死亡した場合は、本新株予約権者の死亡後4年以内の間に限り、その相続人は、 の定めにより権利行使可能となっている本新株予約権を行使できるものとする。なお、本新株予約権の相続人のうち、本新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）が死亡した場合は、当該権利承継者の相続人は新株予約権を行使できないものとする。

その他の権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

- 4．平成20年1月18日開催の取締役会決議により、平成20年2月15日をもって1株を100株とする株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整を行っております。
- 5．当社が消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が、当社株主総会又は当社取締役会で承認された場合において、当社取締役会で取得する日を定めるときは、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとする。

平成19年2月23日臨時株主総会決議

区分	中間会計期間末現在 (平成20年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年10月31日)
新株予約権の数(個)	78(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,800(注)1,2,5	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,670(注)3,5	同左
新株予約権の行使期間	平成21年8月8日から、平成29年2月23日までとする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,670 資本組入額 835 (注)5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)6	同左

(注)1．新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

- 2．当社が、当社普通株式について株式の分割又は株式の併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式数は分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整するものとする。また、本新株予約権の割当日後に、当社が株式無償割当を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で株式数を調整することができるものとする。かかる調整は、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われる。なお、調整後生じる1株未満の端数は切り捨てるものとするが、その次の調整における調整前株式数においてはこれを考慮するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

3. 新株予約権発行後、株式の分割又は併合が行われる場合、上記払込金額は分割又は併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使により新株式を発行する場合は除く）が行われる場合、上記払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければならない。

イ 本行使期間開始日からその1年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その25%に相当する株式数についてのみ権利を行使することができる。

ロ 本行使期間開始日の1年後の応当日から2年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その50%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利を行使することができる。

ハ 本行使期間開始日の2年後の応当日から3年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その75%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利を行使することができる。

ニ 本行使期間開始日の3年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数の全部（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）について権利を行使することができる。新株予約権の権利行使時において、当社又は子会社の取締役又は使用人たる地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が定年もしくは当社の都合により退職した場合（以下「退職等」という。）で、取締役会が特に認めて新株予約権者に書面で通知したときは、引続き本新株予約権を退職等の後2年間行使することができる。かかる退職等の後行使することができる本新株予約権の目的となる株式数は、退職等の時点で の定めに従って新株予約権者が権利を行使できる株式数とする。

新株予約権の割当日後、権利行使期間満了時までには新株予約権者において以下の事由が生じた場合には、新株予約権者は新株予約権を自動的に喪失する。ただし、当該事由発生以前の新株予約権の行使について遡及して影響を及ぼすことはないものとする。

イ 当社又は子会社の取締役又は使用人たる地位を失った場合（ただし、 に該当する場合を除く）

ロ 死亡した場合

ハ 不正行為もしくは職務上の義務違反又は懈怠があった場合

ニ 禁固以上の刑に処せられた場合

ホ 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合

ヘ 当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合

本新株予約権の相続人による本新株予約権の行使は認められない。ただし、本新株予約権者が、本新株予約権の行使期間内に死亡した場合は、本新株予約権者の死亡後4年以内の間に限り、その相続人は、 の定めにより権利行使可能となっている本新株予約権を行使できるものとする。なお、本新株予約権の相続人のうち、本新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）が死亡した場合は、当該権利承継者の相続人は新株予約権を行使できないものとする。

その他の権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

5. 平成20年1月18日開催の取締役会決議により、平成20年2月15日をもって1株を100株とする株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整を行っております。

6. 当社が消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が、当社株主総会又は当社取締役会で承認された場合において、当社取締役会で取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成20年8月6日(注)	300,000	2,489,300	552,000	627,318	552,000	617,318

(注) 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格	4,000円
引受価額	3,680円
資本組入額	1,840円
払込金総額	1,104,000千円

(5) 【大株主の状況】

平成20年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
妹尾勲	東京都港区	547,700	22.00
中村恭平	東京都府中市	547,700	22.00
丸田昭雄	東京都大田区	547,700	22.00
グローバル・ブレイン株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3番20号	209,600	8.42
投資事業組合GB-	東京都千代田区内幸町一丁目1番1号	48,100	1.93
投資事業有限責任組合GB-	東京都千代田区内幸町一丁目1番1号	38,500	1.54
株式会社SBI証券自己融資口	東京都港区六本木一丁目6番1号	29,500	1.18
投資事業組合GB-J	東京都千代田区内幸町一丁目1番1号	24,300	0.97
ユービーエスエージーロンドンア カウアイピービーセグリゲイ テッドクライアントアカウント (常任代理人 シティバンク銀行株 式会社)	AESCHENVORSTADT 48 CH-4002 BASEL SWITZERLAND (東京都品川区東品川二丁目3番14号)	16,500	0.66
ノーザントラストカンパニーエイ ブイエフシーサブアカウントアメ リカンクライアント (常 任代理人 香港上海銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHART LONDON E14 5NT UK (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	15,000	0.60
計	-	2,024,600	81.33

(注) 前事業年度末現在主要株主であったグローバル・ブレイン株式会社は、当中間期末では主要株主ではなくなりました。

(6) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成20年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,489,300	24,893	
単元未満株式			
発行済株式総数	2,489,300		
総株主の議決権		24,893	

【自己株式等】

平成20年8月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
計					

2【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年3月	4月	5月	6月	7月	8月
最高(円)	-	-	-	-	-	3,130
最低(円)	-	-	-	-	-	2,050

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

なお、平成20年8月7日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

3【役員の状況】

有価証券届出書の提出日後、当半期報告書の提出日までの役員の異動は、ありません。

第5【経理の状況】

1．中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当半期報告書は、最初に提出するものでありますので、前年同期との対比は行っておりません。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(平成20年3月1日から平成20年8月31日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

3．中間連結財務諸表について

当社は、子会社を有していないため、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	当中間会計期間末 (平成20年8月31日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成20年2月29日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
1. 現金及び預金		2,055,141		952,085	
2. 売掛金		2,411,085		2,110,433	
3. その他		84,927		44,622	
貸倒引当金		14,466		12,662	
流動資産合計			4,536,687		3,094,478
87.3					82.7
固定資産					
1. 有形固定資産	1	36,964		39,829	
2. 無形固定資産		3,875		4,491	
3. 投資その他の資産					
(1) 差入保証金		603,083		581,399	
(2) その他		18,427		19,972	
投資その他の資産合計		621,510		601,372	
固定資産合計			662,350		645,692
12.7					17.3
資産合計			5,199,038		3,740,171
100.0					100.0

区分	注記 番号	当中間会計期間末 (平成20年8月31日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成20年2月29日)		
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	
(負債の部)						
流動負債						
1. 買掛金		1,809,662		1,643,300		
2. 短期借入金		-		500,000		
3. 未払法人税等		442,493		294,328		
4. 賞与引当金		66,988		-		
5. 役員賞与引当金		-		27,600		
6. その他		101,690		157,376		
流動負債合計	2		2,420,835	46.5	2,622,605	70.1
固定負債						
1. 退職給付引当金		9,421		7,026		
固定負債合計			9,421	0.2	7,026	0.2
負債合計			2,430,257	46.7	2,629,632	70.3
(純資産の部)						
株主資本						
1. 資本金			627,318	12.1	75,318	2.0
2. 資本剰余金						
(1) 資本準備金		617,318		65,318		
資本剰余金合計			617,318	11.9	65,318	1.8
3. 利益剰余金						
(1) その他利益剰余金						
繰越利益剰余金		1,524,145		969,902		
利益剰余金合計			1,524,145	29.3	969,902	25.9
株主資本合計			2,768,781	53.3	1,110,538	29.7
純資産合計			2,768,781	53.3	1,110,538	29.7
負債純資産合計			5,199,038	100.0	3,740,171	100.0

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	当中間会計期間 (自平成20年3月1日 至平成20年8月31日)		前事業年度の要約損益計算書 (自平成19年3月1日 至平成20年2月29日)			
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)		
売上高			11,883,736	100.0	19,987,633	100.0	
売上原価			10,440,387	87.8	18,178,712	90.9	
売上総利益			1,443,348	12.2	1,808,921	9.1	
販売費及び一般管理費			461,128	3.9	763,756	3.9	
営業利益			982,220	8.3	1,045,165	5.2	
営業外収益	1		1,275	0.0	830	0.0	
営業外費用	2		30,198	0.3	6,937	0.0	
経常利益			953,296	8.0	1,039,058	5.2	
税引前中間(当期)純利益			953,296	8.0	1,039,058	5.2	
法人税、住民税及び事業税		433,708			460,712		
法人税等調整額		34,653	399,054	3.3	6,107	454,605	2.3
中間(当期)純利益			554,242	4.7	584,452	2.9	

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 平成20年 3月 1日 至 平成20年 8月31日）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成20年 2月29日残高（千円）	75,318	65,318	65,318	969,902	969,902	1,110,538	1,110,538
中間会計期間中の変動額							
新株の発行	552,000	552,000	552,000			1,104,000	1,104,000
中間純利益				554,242	554,242	554,242	554,242
中間会計期間中の変動額合計（千円）	552,000	552,000	552,000	554,242	554,242	1,658,242	1,658,242
平成20年 8月31日残高（千円）	627,318	617,318	617,318	1,524,145	1,524,145	2,768,781	2,768,781

前事業年度の株主資本等変動計算書（自 平成19年 3月 1日 至 平成20年 2月29日）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成19年 2月28日残高（千円）	75,318	65,318	65,318	385,449	385,449	526,085	526,085
事業年度中の変動額							
当期純利益				584,452	584,452	584,452	584,452
事業年度中の変動額合計（千円）	-	-	-	584,452	584,452	584,452	584,452
平成20年 2月29日残高（千円）	75,318	65,318	65,318	969,902	969,902	1,110,538	1,110,538

【中間キャッシュ・フロー計算書】

		当中間会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)	前事業年度の要約 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前中間(当期)純利益		953,296	1,039,058
減価償却費		6,486	15,372
貸倒引当金の増減額(減少)		1,804	4,409
賞与引当金の増減額(減少)		66,988	-
役員賞与引当金の増減額 (減少)		27,600	17,700
退職給付引当金の増減額 (減少)		2,394	4,301
受取利息		1,241	734
支払利息		4,654	6,335
売上債権の増減額(増加)		300,652	739,549
たな卸資産の増減額(増加)		-	60,557
仕入債務の増減額(減少)		166,362	372,791
未払消費税等の増減額(減少)		4,594	3,793
その他		66,963	63,722
小計		800,936	840,171
利息の受取額		1,241	734
利息の支払額		4,053	6,446
法人税等の支払額		294,036	500,136
営業活動によるキャッシュ・フロー		504,087	334,322
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出		5,032	34,953
無形固定資産の取得による支出		-	4,388
投資活動によるキャッシュ・フロー		5,032	39,342
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の純増減額(減少)		500,000	-
株式の発行による収入		1,104,000	-
財務活動によるキャッシュ・フロー		604,000	-
現金及び現金同等物の増加額		1,103,055	294,980
現金及び現金同等物の期首残高		952,085	657,104
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高		2,055,141	952,085

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

当中間会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)	前事業年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
該当事項はありません。	同左

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	当中間会計期間 (自平成20年3月1日 至平成20年8月31日)	前事業年度 (自平成19年3月1日 至平成20年2月29日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	たな卸資産の評価基準及び評価方法 商品 月次総平均法による原価法	たな卸資産の評価基準及び評価方法 商品 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法によっております。 主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 : 3～18年 器具備品 : 2～15年 (2) 無形固定資産 自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるために、中間会計期間に負担すべき支給見込額を計上することとしております。 なお、中間会計期間においては、役員賞与支給額を合理的に見積もることが困難なため、引当計上しておりません。 (3) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、当中間会計期間に負担すべき支給見込額を計上しております。 なお、事業年度末においては、未払従業員賞与は未払金として表示しております。 (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務として計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるために、当期に負担すべき支給見込額を計上しております。 (3) 賞与引当金 (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末の自己都合要支給額を退職給付債務として計上しております。
4. 中間キャッシュ・フロー計算書(キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日又は償還日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期的な投資であります。	同左
5. その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 (2) 繰延資産の処理方法 株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。	(1) 消費税等の会計処理 同左 (2) 繰延資産の処理方法 株式交付費

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の変更

当中間会計期間 (自平成20年3月1日 至平成20年8月31日)	前事業年度 (自平成19年3月1日 至平成20年2月29日)
	(固定資産の減価償却方法の変更) 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 なお、これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微であります。

追加情報

当中間会計期間 (自平成20年3月1日 至平成20年8月31日)	前事業年度 (自平成19年3月1日 至平成20年2月29日)
(法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示方法) 当社は、平成20年8月6日を払込期日とする新株式発行により資本金が1億円超となったため、外形標準課税の適用を受けることとなりました。そのため、当中間会計期間から「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(平成16年2月13日 企業会計基準委員会 実務対応報告第12号)に従い、法人事業税の付加価値割及び資本割8,493千円については、販売費及び一般管理費に計上しております。この結果、販売費及び一般管理費が8,493千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益がそれぞれ同額減少しております。	

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成20年8月31日)	前事業年度 (平成20年2月29日)
1 有形固定資産の減価償却累計額は、27,021千円であります。	1 有形固定資産の減価償却累計額は、21,382千円であります。
2 消費税等の取り扱い 仮払消費税及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	2 消費税等の取り扱い
3 当座貸越契約 運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関2行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は以下のとおりであります。	3 当座貸越契約 運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関2行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は以下のとおりであります。
当座貸越契約極度額 1,000,000千円	当座貸越契約極度額 1,000,000千円
借入実行額 - 千円	借入実行額 200,000千円
差引額 1,000,000千円	差引額 800,000千円

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自平成20年3月1日 至平成20年8月31日)		前事業年度 (自平成19年3月1日 至平成20年2月29日)	
1 営業外収益の主要項目		1 営業外収益の主要項目	
受取利息	1,241千円	受取利息	734千円
2 営業外費用の主要項目		2 営業外費用の主要項目	
支払利息	4,654千円	支払利息	6,335千円
上場関連費用	23,877千円		
3 減価償却実施額		3 減価償却実施額	
有形固定資産	5,871千円	有形固定資産	14,170千円
無形固定資産	615千円	無形固定資産	1,201千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自平成20年3月1日至平成20年8月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加 株式数(株)	当中間会計期間減少 株式数(株)	当中間会計期間末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,189,300	300,000	-	2,489,300
合計	2,189,300	300,000	-	2,489,300
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

(注) 当中間会計期間における普通株式300,000株の増加の事由は下記のとおりであります。

平成20年8月6日 公募増資に伴う新株発行による増加 300,000株

前事業年度(自平成19年3月1日至平成20年2月29日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当事業年度増加株式 数(株)	当事業年度減少株式 数(株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注)	21,893	2,167,407	-	2,189,300
合計	21,893	2,167,407	-	2,189,300
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

(注) 当事業年度における普通株式2,167,407株の増加の事由は下記のとおりであります。

平成20年2月15日 株式分割(100分割)に伴う増加 2,167,407株

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

当中間会計期間 (自平成20年3月1日 至平成20年8月31日)		前事業年度 (自平成19年3月1日 至平成20年2月29日)	
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表 に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年8月31日現在)		現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記さ れている科目の金額との関係 (平成20年2月29日現在)	
現金及び預金	2,055,141千円	現金及び預金	952,085千円
現金及び現金同等物	2,055,141千円	現金及び現金同等物	952,085千円

(リース取引関係)

当中間会計期間 (自平成20年3月1日 至平成20年8月31日)	前事業年度 (自平成19年3月1日 至平成20年2月29日)
当社はリース取引がありませんので、該当事項はありませ ん。	同左

(有価証券関係)

当中間会計期間末 (平成20年8月31日)	前事業年度末 (平成20年2月29日)
当社は有価証券を保有しておりませんので、該当事項はありません。	同左

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間 (自平成20年3月1日 至平成20年8月31日)	前事業年度 (自平成19年3月1日 至平成20年2月29日)
当社はデリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。	同左

(ストック・オプション等関係)

当中間会計期間(自平成20年3月1日 至平成20年8月31日)

1. スtock・オプションに係る当中間会計期間における費用計上額及び科目名

当社はStock・オプション付与時において未公開企業であり、付与時におけるStock・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. 当中間会計期間に付与したStock・オプションの内容

当社は当中間会計期間においてStock・オプションを付与していませんので、該当事項はありません。

前事業年度(自平成19年3月1日 至平成20年2月29日)

1. スtock・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名

当社は未公開企業であり、Stock・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. 当事業年度において存在したStock・オプションの内容

当社は当事業年度においてStock・オプションを付与していませんので、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当中間会計期間 (自平成20年3月1日 至平成20年8月31日)	前事業年度 (自平成19年3月1日 至平成20年2月29日)
該当事項はありません。	同左

(持分法損益等)

当中間会計期間 (自平成20年3月1日 至平成20年8月31日)	前事業年度 (自平成19年3月1日 至平成20年2月29日)
当社には、関連会社がないため、該当事項はありません。	同左

(1 株当たり情報)

当中間会計期間 (自 平成20年 3月 1日 至 平成20年 8月31日)		前事業年度 (自 平成19年 3月 1日 至 平成20年 2月29日)	
1株当たり純資産額	1,112円27銭	1株当たり純資産額	507円26銭
1株当たり中間純利益金額	248円35銭	1株当たり当期純利益金額	266円96銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	247円60銭	<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価の把握ができないため記載しておりません。</p> <p>当社は平成20年2月15日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。</p> <p>なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報については、以下のとおりとなります。</p> <p>1株当たり純資産額 240円30銭 1株当たり当期純利益金額 186円38銭</p> <p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価の把握ができないため記載しておりません。</p>	

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成20年 3月 1日 至 平成20年 8月31日)	前事業年度 (自 平成19年 3月 1日 至 平成20年 2月29日)
中間(当期)純利益(千円)	554,242	584,452
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る中間(当期)純利益(千円)	554,242	584,452
期中平均株式数(株)	2,231,691	2,189,300
中間(当期)純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	6,775	-
(うち新株予約権(株))	(6,775)	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	-	新株予約権 3種類 679個

(重要な後発事象)

当中間会計期間 (自 平成20年 3月 1日 至 平成20年 8月31日)	前事業年度 (自 平成19年 3月 1日 至 平成20年 2月29日)
該当事項はありません。	同左

(2)【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券届出書（有償一般募集増資及び売出し）及びその添付書類
平成20年7月4日関東財務局長に提出。
- (2) 有価証券届出書の訂正届出書
平成20年7月22日及び平成20年7月30日関東財務局長に提出。
平成20年7月4日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。
- (3) 臨時報告書
平成20年8月7日関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月14日

株式会社トライステージ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原田 恒敏 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神山 宗武 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トライステージの平成20年3月1日から平成21年2月28日までの第3期事業年度の中間会計期間(平成20年3月1日から平成20年8月31日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社トライステージの平成20年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成20年3月1日から平成20年8月31日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。